



就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程改正（案） 新旧対照表

改正 平成28年4月1日

改正理由：研究活動における不正行為の防止等の事項を規定するため  
新

就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査及び研究活動における不正行為の防止等に関する規程

(省略)

(不正等に係る調査及び懲戒)

第9条 最高責任者は公的研究費の管理について、不正行為が生じたとき、もしくは不正行為の疑いがあるとき及び研究活動の不正行為があるときは、就実大学・就実短期大学公的研究費不正等に係る調査委員会を組織し、調査を行うこととする。

(省略)

(通報窓口)

第12条 公的研究費等の不正使用やその疑い及び研究活動の不正行為に関する学内外からの通報を受け付ける窓口を総務課に設置する。

2 総務課は、通報内容を最高責任者へ報告するとともに、第9条に基づく調査委員会を開始する。

(省略)

本学担当の責任範囲と権限及び相互関係 別表1

| 区分                        | 責任範囲             | 権限  | 相互関係           |
|---------------------------|------------------|---|----------------|
| (省略)                      | (省略)             | (省略)                                      | (省略)           |
| 研究倫理責任者<br>(産学官地域連携センター長) | ○研究倫理の遵守を周知及び監督  | ○コンプライアンス及び研究倫理教育研修会に関すること                | ○最高責任者への提言又は報告 |
| コンプライアンス推進責任者<br>(各学部長)   | ○不正を防止するための研究者教育 | ○モニタリング<br>○コンプライアンス及び研究倫理教育研修会の受講状況の管理監督 | ○最高責任者への提言又は報告 |
| (省略)                      | (省略)             | (省略)                                      | (省略)           |

(省略)

旧

就実大学・就実短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程

(省略)

(不正に係る調査及び懲戒)

第9条 最高責任者は公的研究費の管理について、不正行為が生じたとき、もしくは不正行為の疑いがあるときは、就実大学・就実短期大学公的研究費不正に係る調査を行うこととする。

(省略)

(通報窓口)

第12条 公的研究費等の不正使用やその疑いに関する学内外からの通報を受け付ける窓口を学園本部総務課に設置する。

2 学園総務課は、通報内容を最高責任者へ報告するとともに、第9条に基づく調査委員会を開始する。

(省略)

本学担当の責任範囲と権限及び相互関係 別表1

| 区分                      | 責任範囲             | 権限                                  | 相互関係           |
|-------------------------|------------------|-------------------------------------|----------------|
| (省略)                    | (省略)             | (省略)                                | (省略)           |
| コンプライアンス推進責任者<br>(各学部長) | ○不正を防止するための研究者教育 | ○モニタリング<br>○コンプライアンス及び研修会の受講状況の管理監督 | ○最高責任者への提言又は報告 |
| (省略)                    | (省略)             | (省略)                                | (省略)           |

(省略)